

契 約 書

社会復帰サポート喜連川株式会社（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）は、液化石油ガス（以下「L Pガス」という。）の供給について、下記のとおり、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（目 的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、喜連川社会復帰促進センターで使用するL Pガスを、「液化石油ガスの保安の確保と適正化に関する法律」及び関係法令に則り、需要に応じて継続的に供給するものとし、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（用語の定義）

第2条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ①ガス供給設備 …… 特定供給設備と消費設備を総称してガス供給設備という。
- ②特定供給設備 …… バルク容器（2,900kg）×1基、気化装置×1基、調整器、ガスメーター及びガスメーターの出口までの導管並びにそれらの附属施設をいう。
- ③消費設備 …… ガスメーターの出口から施設内のガス器具までの、導管を含む使用設備をいう。
- ④ガスメーター …… 料金算定の基礎となるL Pガス使用量を計量するために用いられる計量器をいう。
- ⑤バルク容器 …… 道路上に停車したバルクローリーからホースを接続し、無線スイッチなどの遠隔操作によって液送ポンプを駆動し、直接L Pガスを充填する容器をいう。
- ⑥バルクローリー …… L Pガスをバルク容器に充填する設備を備えた車両をいう。

（乙によるL Pガスの供給）

第3条 乙は、甲の設置する特定供給設備を使用して、常時L Pガスを供給できる態勢を維持し、安全にL Pガスの必要量を供給する。

<甲の設置する設備の表示>

- ア) バルク容器（2,900kg）×1基（厨房及び厨房以外の2系統）
- イ) 気化装置 ×1基（厨房以外の1系統）
- ウ) 附属機材一式

(対 価)

第4条 第1条のLPガスの2020年3月メーター検針分販売単価は●円/m³

とし、以後3ヶ月毎に次に掲げる方法により販売単価を決定することとする。消費税は別途請求とする。

(1)販売単価の計算方法は次の式によるものとする。

販売単価 = {前3ヶ月プロパンCIF平均値価格(kg)+販売経費} ×2(産気率)

例 7~9月単価/m³ = {(3月+4月+5月CIF/kg) ÷3+ (販売経費) 円/kg} ×2

注：プロパンCIF…財務省貿易統計値を算出した価額（電力除く）。CIF価格とは、LPガスを輸入港で日本に荷揚げする際の運賃保険料込みの価格（円）

注：産気率…LPガス10kgを完全気化させ、ガスメーターを通過させた時の通過量をm³に変換する定数

(2)販売単価は1円未満を四捨五入するものとする。

2 経済状態の大規模な変動等により、前項のLPガス販売単価算出方法を変更する場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の請求・支払い)

第5条 乙は、毎月10日前後に行うガスメーターの検針結果に基づき算定し、甲に月末までに請求書を郵送又は手渡しするものとする。

2 請求金額は、納入数量に前条に定める販売単価を乗じ、これに消費税相当額を加算した額とする。

3 甲は、適法な乙の支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に乙の指定する金融機関の口座に振込送金により代金を支払うものとする。なお、振込に要する手数料は乙の負担とする。

(通信設備の所有区分と費用の負担)

第6条 通信設備は乙が設置し、その費用については乙の負担とする。なお甲は、次回入札において、供給業者が変更となる場合は、乙と落札者の直接の協議に基づき、費用を落札者が直接乙に支払い乙が設置した通信設備を落札者が引き継ぐか、落札者が新たに通信設備を設置する旨の入札条件を設定するものとする。

注：通信設備…バルクの残量及びガス漏警報を電話回線により供給業者の管理センターに通報するための通信線、通信配管、機器BOX、ACUなどの設備をいう。

(ガス供給設備の管理責任)

第7条 ガス供給設備は、甲の責任において管理するものとする。

- 2 乙は、特定供給設備については2ヶ月に1回(年6回)の点検を行い、消費設備については年1回の調査を行う。
- 3 前項に定める点検・調査のほか、乙は法令の定めるところにより、以下に定める検査及び緊急時の応急措置等の保安責任を負うものとする。但し、甲の承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、乙の責に帰すべき事由以外の事由により甲に生じた損害については、乙は賠償の責を負わないものとする。
 - ① 供給開始時点検・調査…LPガスの供給開始時に行うガス供給設備の点検調査。
 - ② 緊急時対応…LPガスによる災害が発生、または発生する恐れがある場合、甲又は第三者からその事実を通知され、これに対する措置を講じることを求められたとき、または自らその事実を知ったときに、速やかに講じる措置。
- 4 乙が、ガス供給設備の維持管理のため、喜連川社会復帰促進センターの敷地内に立ち入る必要がある場合、あらかじめ甲にその旨を連絡し、立入場所・日時等について、協議の上決定するものとする。
- 5 乙が本条第2項及び第3項の点検等を行ったときは、その結果について、報告書により速やかに甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

第8条 乙によるガス供給設備の点検又は調査の不備に起因又は関連して、甲に費用又は損害が発生した場合、乙は、当該費用又は損害を負担するものとする。

(履行不能)

- 第9条 乙は、自己の責に帰し難い事由により、本契約の履行ができない場合には、その事由を明らかにした書面をもって遅滞なく甲に申し出なければならない。
- 2 乙は、自己の責に帰する事由により、本契約の履行ができない場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が本契約の条項に違反し、相当の期限を定めて催告したにもかかわらず、なお是正しない場合は、本契約を解除することができる。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項の発生及び社会経済情勢の変化で前記各条に協議の必要が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(契約有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、2020年4月1日から2022年3月31日までとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2020年●月●日

甲 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
社会復帰サポート喜連川株式会社
代表取締役社長 植松 則行

乙

(別 紙)

仕 様 書

1. LPガスの規格

い号 (JIS K 2240 1種1号)

- ・プロパン及びプロピレンの合計含有量が 80mol%以上
- ・エタン及びエチレンの合計含有量が 5 mol%以下
- ・ブタジエンの含有量が 0.5mol%以下

2. LPガスの納入場所

栃木県さくら市喜連川 5547 番地
喜連川社会復帰促進センター

3. 納入期間

2020年4月1日から2022年3月31日迄

4. 納入条件

- (1) LPガスは、ガスメーター（体積）を通過したときをもって甲に納品されたものとする。
- (2) 乙は、LPガスの残量の確認を行い、安定供給できるようLPガスを搬入すること。
- (3) LPガスの搬入に際しては、喜連川社会復帰促進センターの管理上支障のないよう事前に連絡調整を行うこと。
- (4) 喜連川社会復帰促進センターの大門の通行に際しては、喜連川社会復帰促進センターの運営規定に従い、通行時間やバルクローリーの高さについては甲の指示を遵守すること。
- (5) LPガスの搬入及び納入に関して不測の事態が生じた場合は、甲に報告し、その指示を受けること。
- (6) 故意又は重大な過失により、喜連川社会復帰促進センターの施設及び備品等に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償すること。
- (7) 車両の入館制限は4 t車迄とする。

5. LPガスの抜き取り

LPガス供給開始及び終了時に関わるLPガスの抜き取り及び事前の充填が必要になる場合は、甲、乙及び新納入者の三者で協議して行う。

バルク容器内に残ったLPガスについては充填した業者が引き取るものとする。

6. その他

- (1) ガス供給設備の点検及び調査の業務に従事する者の名簿及び資格証明書の写しを、甲に提出すること。
- (2) ガス残量等の自動通報等の際に使用する電話基本料金・回線料は乙の負担とする。
- (3) 特定供給設備設置の申請及び申請に関わる費用は乙の負担とする。

以 上